

29 障第 157 号

平成 29 年（2017 年）5 月 19 日

指定放課後等デイサービス事業所の長 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について（通知）

日頃より県の障がい福祉行政に対し御支援・御協力を賜り感謝申し上げます。

障害児通所支援事業の運営については、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年 10 月 11 日 長野県条例第 66 号。以下「基準条例」という。）及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。）によることとされており、障害児通所支援の質の向上を図るため、基準条例及び児童発達支援管理責任者告示について、平成 29 年 4 月 1 日付けで所要の改正が行われたところです。

今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係から改正内容について別添のとおり通知がありましたので、下記について御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 児童発達支援管理責任者資格要件の見直しについて

児童発達支援管理責任者については、平成 29 年 4 月 1 日付け厚生労働省告示第 83 号の施行により、保育所等における子どもに対する支援経験年数を実務経験に含めることができることとするとともに、障害児、児童又は障がい者に対する支援の実務経験を 3 年以上とすることが必須化されました。

当該経験年数については、被支援者が障害児に該当するか否を問わず、子どもを支援した年数を算入して差し支えないものとし、また、これまでの児童発達支援管理責任者としての経験年数についても算入できるものとされています。

2 放課後等デイサービス事業所の人員配置基準の見直しについて

この度の人員配置基準の見直しは、サービス提供時間帯において最低 1 人子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者が配置されることを目的としているため、改正規定は人員配置基準上必要な数の職員について適用されます。

例えば、定員 10 名の事業所において、人員配置基準上必要な職員の数である 2 名については児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者であり、かつ、そのうちの 1 名は

児童指導員又は保育士である必要がありますが、2名に加えて職員を配置している場合は、当該職員は児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者である必要はありません。

なお、当該事項については「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（最終改正厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知平成29年3月30日）（別添参照）により規定されていますので御確認ください。

また、指導員加配加算については、これまでどおり児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者以外の職員であっても加算を算定できます。

3 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付けについて

基準条例の改正により、放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下、ガイドラインと言う。）の内容に沿った評価項目について、質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならないとされました。

つきましては、ガイドラインにおける自己評価表（Word版）を別添のとおり送付しますので、当該自己評価表を参考にいただき、評価結果の公表等を行ってください。

4 放課後等デイサービス事業所に係る情報公表について

平成30年度から施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとするとともに、都道府県知事が報告された内容を公表する障害福祉サービス等の情報公表制度が実施されます。しかしながら、放課後等デイサービス事業所については、平成29年度から先行して試行実施されていますので、平成29年4月1日以降に指定を受けた事業所については、少なくとも以下の情報について事業所のホームページ等における公表に努めてください。また、既存の事業所におかれても、同様に公表に努めてください。

(1) 職員の配置状況（職員の経験年数や資格等）

(2) 主な支援内容及び1日の流れ

(3) 貸借対照表や損益計算書などの財務諸表

なお、貸借対照表や損益計算書などを含め、NPO法人の財務状況を監査する監事については、公認会計士又は税理を登用することが望ましく、株式会社の監査役も同様であることから、登用について御検討ください。

健康福祉部障がい者支援課施設支援係 （課長）守屋 正造 （担当）今井 真貴 電 話 026-235-7149(直通) F A X 026-234-2369 Email fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp
